

令和2年度第2回箕面市個人情報保護制度運営審議会 議事録

日時：令和2年5月22日（金）
（書面審理）

日程第1 諮問事項について

(1) 国民健康保険に関する事務にかかる特定個人情報保護評価の再実施について
【担当：市民部国民健康保険室】

【概要】

令和3年3月から国の施策として、被保険者は医療機関を受診する際に、保険証による受診に加えて、マイナンバーカードによる受診も可能となる。従来マイナンバーは国保連合会システムにおいて、暗号化して管理していたが、医療保険者等向け中間サーバー等でマイナンバーに対応した機関別符号を生成し、資格情報等と紐付けて紐付け番号を生成するため、国保連合会システム、医療保険者等向け中間サーバー等においてマイナンバーを暗号化せずに管理する。

これにより、重要な変更にあたる特定個人情報のリスク対策等の記載を見直す必要が生じたことから、PIAを再実施し、その第三者点検として諮問するものである。

【質疑応答】

市：全国的な施策として国から特定個人情報保護評価（PIA）変更のひな形が提示されており、それに準じて記載している。

委：改正後は「国保連合システム」「医療保険者等向け中間サーバー等」でマイナンバーを暗号化せずに管理するとあるが、暗号化しないで管理するようになったのはなぜか。

市：オンライン資格確認等システムの導入にあたり、医療保険者等向け中間サーバー等においてマイナンバーと対応した機関別符号を生成するため、医療保険者等向け中間サーバー等ではマイナンバーを暗号化せずに管理する必要がある。また、医療保険者等向け中間サーバー等に市からマイナンバー情報を送付するにあたり、国保連合会システムを経由するため、従前までは暗号化して管理していた国保連合会システムでも同様にマイナンバーを暗号化せず管理する必要がある。

委：暗号化しないことによるリスクはないのか。

市：暗号化せずに管理することになるが、システム使用時に画面に表示されることは一切なく、またシステム内ではマイナンバー情報を管理するにあたり保険者ごとに区画を分けており、アクセス制御を設けている。マイナンバー自体を使用する業務もなく、通信回線も専用回線を用いているため、十分なリスク対策がされていると考えている。

委：改正後は、被保険者は「自身の医療費情報、薬剤情報、特定健診情報を閲覧できる」とあるが、これは、被保険者自身が閲覧できるということか。

市：マイナポータルにログインすることにより、被保険者自身が閲覧することが可能となる。

【答申】

以下の付帯意見を付記し、適切であると判断する。

＜付帯意見＞

- ・データの流出がないよう、常に点検できる体制とすること。
- ・本市から連携後、機関別符号が生成されるまではマイナンバーが暗号化されないことを理解して事務を遂行すること。

(2) 保育の実施、費用の徴収等に関する事務にかかる特定個人情報保護評価の再実施について

【担当：子ども未来創造局幼児教育保育室】

【概要】

保育の実施、費用の徴収等に関する事務において利用する「子ども子育て支援システム（保育）」を更新するにあたり、庁内で保管していたサーバを民間のデータセンターへ移管し、管理を委託する。

これにより、重要な変更にあたる特定個人情報の保管方法等の記載を見直す必要が生じたことから、PIA を再実施し、その第三者点検として諮問するものである。

【質疑応答】

市：データセンターでの管理を委託する委託先について、すでに本市で導入している「箕面市住民情報システム」の構築委託業者であり、今回の子ども子育て支援システムも当該住民情報システムのサーバ内にて構築する。本事業者に関するデータセンター要件、通信回線等のセキュリティ対策について

は、すでに平成30年4月13日の個人情報保護審議会にて承諾を得ており、35の業務システムが同一のサーバ内で運用し、安定稼働を実現している。

【答申】

以下の付帯意見を付記し、適切であると判断する。

＜付帯意見＞

- ・データの流出がないよう、常に点検できる体制とすること。
- ・委託先において適切なリスク対策を講じること。また、委託先の安全管理措置について、1年に1回程度、検査等で定期的に確認すること。

(3)都市計画道路網の見直しにかかる検討路線周辺土地の地権者に対する周知について

【担当:みどりまちづくり部まちづくり政策室】

【概要】

都市計画法第11条に定める都市計画道路について、本市全域の見直しを実施するにあたり、都市計画道路の新設、変更もしくは廃止により、私権制限が発生もしくは解除される地権者等に対し、内容を周知を図るため、固定資産税室が保有する「納税通知書等の送付先」情報を目的外利用しようとするもの。

【質疑応答】

特になし

【答申】

以下の付帯意見を付記し、適切であると判断する。

＜付帯意見＞

- ・データの流出がないよう、常に点検できる体制とすること。
- ・目的外利用の理由と当該利用を継続的に実施する可能性があることを対象者に説明すること。

(4)0 歳から 18 歳の子どもに対する「箕面市子育て支援金」支給事務について

【担当:子ども未来創造局子育て支援課】

【概要】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、箕面市独自の生活支援策として、本市に住民登録がある 0 歳から 18 歳の子ども 1 人につき 1 万円を「箕面市子育て支援金」として支給する。

対象者を把握するため、住民記録システム・児童手当システム・特別定額給付金システム・子育て世帯への臨時特別給付金システムから対象者情報を抽出し、対象者リストを作成するとともに、支給管理を効率的に行うためのシステムを構築する。

【質疑応答】

委：DV 等で避難している方もいると思う。その方達にはどのように支給するのか。その方達には特に配慮が必要と思う。どのような対応を行うのか。

市：受給者のうち児童手当受給者（0 歳から 15 歳）については、児童手当に関する事務を行うために配慮が必要な方の情報も子育て支援課が保有しており、児童手当事務と同様に配慮して対応していく。特別定額給付金受給者（15 歳から 18 歳）は、申し出ていただくことで配慮して対応する。申し出ていただくために、関係課室から日々のケースワークの中などで対象者へこの事業の周知を行っていく。

【答申】

以下の付帯意見を付記し、適切であると判断する。

＜付帯意見＞

- ・データの流出がないよう、常に点検できる体制とすること。
- ・特別定額給付金管理システムと同等の安全管理措置とすること。